

一般社団法人日本エアゾール協会会員 各位

日エア協第706号
平成26年10月1日

一般社団法人 日本エアゾール協会
会 長 高 柳 雄 一

「人体用エアゾールの噴射剤として使用することができる可燃性ガス
(HFC-152a)」についてのお願い

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、ご承知のように平成26年9月17日付で「高圧ガス保安法製造細目告示第11条の2」が改正され下記が追加されました。

- 3 フルオロカーボン152a及びフルオロカーボン152aと可燃性ガス以外のガスの混合物
- 4 フルオロオレフィン1234ze及びフルオロオレフィン1234zeと可燃性ガス以外のガスの混合物

しかしながら、当協会は添付の平成20年4月17日付経済産業省製造産業局化学課・機能性化学品室からの排出削減要請、並びに産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類対策WGにおけるフルオロカーボン152a（以下：HFC-152a）の排出削減要請に、会員各位の協力のもと対応いたし削減評価を頂いております。

今般告示に追加されたHFC-152aは地球温暖化係数（GWP）が124と高く、既にご案内の様に平成27年4月1日付改正フロン法施行により1液ダストブロー製品への使用削減が義務化されます。更に引き続き、HFC-152a使用の2液エアゾール製品も使用削減の対象となる方向です。

よって、今般高圧ガス保安法の「人体用エアゾールの噴射剤として使用することができる可燃性ガス」にHFC-152aが追加されましたが、添付の内容及び地球温暖化防止にご理解頂き、新規製品計画においてはHFC-152aの採用は避けられるようお願い申し上げます。

又、HFC-152a使用の輸入エアゾール製品につきましては、添付の平成20年4月17日付経済産業省製造産業局化学課・機能性化学品室からの排出削減要請を受け、当協会総会や理事会報告の通り、当協会の自主的な対応として高圧ガス保安法適用除外関連の検査は行っておらず、引き続きこの対応を進めてまいります。

各位におかれましては、地球温暖化防止を図るため、要請要旨を十分ご理解頂くとともにこれを遵守され、当該製品等の顧客に対しましても十分なご理解を頂きますよう、ご高配のほど宜しくお願いを申し上げます。 敬具

添付資料

- ・平成20年4月17日付 経済産業省製造産業局化学課・機能性化学品室からの排出削減要請
- ・平成20年4月21日付 日本エアゾール協会会長名による新規エアゾール製品への温暖化ガス（HFC）使用制限について

平成20年4月17日

社団法人日本エアゾール協会
会長 木内 秀人 殿

経済産業省製造産業局
化学課・機能性化学品室長 安居 徹

代替フロン（HFC-134a及びHFC-152a）排出削減に向けた
取り組みについて

地球温暖化対策は世界規模での早急な最大限の取組が要請されているところ、我が国においては、「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月閣議決定）において、産業界による自主行動計画の策定、政府による同計画のフォローアップが重要な対策内容とされているところです。

貴協会におきましては本趣旨にもとづき、2000年にエアゾール業界で使用されているHFC-134a及びHFC-152aの2種類の代替フロンについて排出抑制のための「自主行動計画」を策定し、本計画において2010年の排出見込み量（3.3百万トンのCO₂）を30%以上削減することを定められました。さらに2007年には、本計画を見直し、2010年の排出目標値を80万トンのCO₂と低減され、エアゾール業界で使用されている代替フロンの排出削減において大きな成果を上げてきているところです。

今後とも、産業界構造審議会での「自主行動計画」の評価・検証プロセスに際して、貴協会の従来からの積極的・前向きな温暖化対策の取り組みの姿勢として、一層の自主行動計画の引き上げを検討されることが期待されるということです。

さて、このような中、今般、貴協会の一部会員企業において、HFC-152aを噴射ガスとして利用する新商品の殺虫剤を販売予定であるとの連絡を受けました。当省としては、当該新商品によるHFC-152a使用が、自主行動計画の遵守、また今後の更なる排出目標値の低減に向けた検討に大きな影響を与えかねないと懸念するところです。

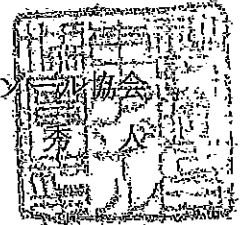
ご承知の通り、HFC-152aは温暖化係数（GWP）が140と高く、京都議定書の対象ガスとして、早急な削減が必要とされており、当省としても関係業界の積極的な削減への取り組みを求めているところです。これまで温暖化係数の高い温室効果ガスである代替フロンが使用されていなかった殺虫剤の噴射ガス等の分野に、新たに当該ガスを利用することは、地球温暖化に係るこれまでの政府、貴協会等の取り組みに逆行するものと理解しております。

つきましては、貴協会の自主行動計画の趣旨を踏まえ、貴協会会員の新商品においてHFC-152aが使用されることに対する、貴協会における早急な評価・検討と適切な対応をお願い申し上げます。

平成20年4月21日

各 位

社団法人 日本エアゾール協会
会 長 木 内



新規エアゾール製品への温暖化ガス（HFC）使用抑制について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地球温暖化ガスの使用抑制につきましては、平成20年2月5日付け書簡にてお願いいたしましたところですが、この度、別紙のように経済産業省より自主行動計画に対する、実施対策の要請がまいりました。

温暖化ガスの使用に際しましては、毎年自主行動計画のもと、その使用を管理し削減努力をしております。京都議定書目標達成計画の評価・見直しに際し、エアゾール業界における自主行動計画は現状発売されております製品の経済成長率を加味し、2010年においてCO₂換算80万t以下としております。

今後、我が業界においても地球温暖化対策は積極的に取り組んでいくべき課題と位置づけ、温暖化ガスの削減努力は可能な限り行っていく必要があります。

このような状況の中で、HFCが新規製品で上市いたしますと自主行動計画を根幹から揺るがす結果となります。今回の行政の要請に対しまして、当業界の対応できることは、HFC使用新規製品の上市を抑制することが絶対必要条件となります。

要請主旨を十分理解いただき、既存HFC品の一層の削減と、新規製品計画においてHFCの採用は避けられるよう、徹底していただきたくお願い申し上げます。

敬具